

〔第22回 学術集会教育講演〕

ケアラーの支援と家族

立教大学社会学部

木下 康仁

1. 家族とケアラーの概念比較

ケアラーとその支援の必要性について、学会での講演では触れられなかった点を含めて問題提起を試みる。なお、質的研究法によりケアラー体験を再構成し理論モデル化した部分は木下（2015、第1章）を参照していただきたい。

ケアラー（carer）とは文字通りケア（care）をする人（-er）のことである。一般的には「介護者」となるが、「養育者」の場合もあるし「介護・養育者」とみる方が適切な場合もある。身近な他者の日常生活、日々を生きるという営みを支え、また他者によって支えられることは人間が社会を形成する根幹であり、その意味でケアラーは常に存在している。しかし、自然であり当然視されるがゆえに現状の問題点がみえにくくなっているのではないだろうか。ケアラーという新しい言葉を導入することで、閉そく化する現状に展望が開けるのではないかと考えている。

介護であれ養育であれ、その役割を担うのは通常家族の構成員で、伝統的には嫁、娘、妻、母の役割とされてきた。ただ、高齢化の進展もあってさすがに伝統的家族役割は社会規範として薄らいできたが、今度は居住形態の縮小化の中で現実的必要性から介護への老夫や息子の参加、家事育児への父親の参加も増えてきている。介護保険や子育て支援策により公的サービスが拡充されてきても、支援サービスの需給関係はバランスをとれたものとはならずむしろ供給体制の限界が露呈し、結果として家族の役割は増加傾向にあり、社会的にもやむを得ないとい

う受け止め方になりやすい。将来的にもこの構図は変わることはないであろう。

ここには利用者やその家族に身近にかかわっている専門職にも認識されにくい、家族支援をめぐる重要な問題が隠されていると思われる。介護保険を例に述べると、家族は制度的枠組みの中に組み込まれていくので分担する介護役割を疲弊の極まで継続しなくてはならなくなり“逃げられない”状況におかれることになる。誇張表現になるかもしれないが、介護保険に引き込まれると自分がつぶれなければ離脱できない。そして、そのことがすぐ近くにいる人たちによって理解されにくくなるという問題である。専門職側も公的サービスの限界を理解しているから不足分をどうしても家族に期待せざるを得なくなるからである。家族介護者のおかれている現状は介護保険によってその位置づけが大きく変わったのであり、したがってその支援もこの構造に対応して新たに制度的に構築される必要が生じているのである。要介護者ではなく家族介護者を起点に考えれば理解できるのだが、現実には要介護者を起点に動くから家族介護者は従属的な位置づけとなる。介護者支援の考え方自体をとらえなおすところからアプローチする必要がある、そのために有効なのがケアラーの概念である。

換言すると、家族介護者という言葉を使わずに家族介護者を支援できる方法を考えるということであり、家族介護者を包摂する概念としてケアラーを導入し新たな制度や施策を生み出す。そのために専門職、そして、社会一般の意識を変えていかななくてはならない。介護保険が介護の社会化、すなわち、介

護を家族の責任から社会として取り組む体制への発展的移行だったことを思えば、制度発足後15年を経て、「介護者支援の社会化」という課題に取り組むべき段階に来ているのである。ケアラー支援の制度化である。むしろ、家族の役割を完全に解放するわけではなく、それは現実的にも不可能であるし、家族の意識もそこまでを公的対応に期待しているわけではない。深刻化、閉そく化している現状を改善するのが目的である。

改めて指摘するまでもないが、家族の多様化は家族とは何かの理解をむずかしくしている。現実には個々のケースで、誰が、誰に、何を、どこまで、どのように行っているかは多様な組み合わせとなる。地域社会において在宅での日常生活支援となるとかわかる専門職も看護保健、介護など多様な構成となり、組み合わせはあっという間に複雑化する。そのコーディネーターはケアマネジャーがすることになるのだが、善意に満ちた働きかけが家族介護者を上述した“逃げられない”状況に組み込むことになりやすい。

さて、ケアラーの概念を説明しよう。ケアラーとは専門的、職業的ケア従事者ではなく、対価として金銭的報酬を受けず、インフォーマルな立場で身近な他者の日常生活をさまざまな形でサポートしている人々と定義される。ただ、インフォーマルと言っても現在では孤立した環境でケア役割を担っている場合は少なく、公的なサービスを受け、専門職とも日常的に相互作用の関係にある場合が一般的である。また、家族関係にある場合だけでなく、近隣住民や友人などの場合も含まれ、ケアの内容は介護、養育、精神的サポートなど多岐にわたり、その程度も重度の身体介護から日常の見守りなどまでいろいろである。対象となるのは日常生活を独力で送ることが困難な要介護高齢者、慢性疾患をもつ人、心身に障害をもつ子どもや成人などであり、一方ケアラーの側もまた高齢者から子どもまでが含まれ、年齢や人生段階が多様な人々がサポートを受ける立場にもなり、ケアラーにもなる。その期間や担う役割も一定ではない。ケアラー役割は人々の人生、日常

生活の自然な延長線上に生じてくるのであり、したがって、いわゆる老々介護の場合の高齢ケアラーもいれば、家庭事情により成長過程の子どもがケアラーの場合も存在する。ヤング・ケアラーと呼ばれ、ケアラー支援に先駆的に取り組んでいる国々では近年支援の対象として大きな関心が寄せられている。つまり、ライフサイクル的にみると、高齢者や子どものように一般にケアを受ける側とされている人たちが実はケアラーでもある。

ケアラー役割を家族内における特定の境遇にある人の特定の役割としてではなく、誰もが一生のうちで何らかの形で経験するものと一般化し、それをライフスタイルの一部と位置づけるのがもっとも無理のない考え方である。そうすると、ケアラーはかけがえのない役割を果たしているのだが、それだけのために生きているのではなく、その人自身の生活と人生が保障されるべき存在であるという考えが導かれる。

II. ケアラーの4類型

ケアラーを理解するうえでツウィッグとアトキンの研究が参考になる (Twigg, Atkin, 1994)。彼女らは次の4タイプに類型化しており、全体枠組みとして参考になる。すなわち、主たる介護資源としてのケアラー、介護協働者としてのケアラー、クライアントとしてのケアラー、そして、ケアラー規定を越えたケアラーである。最初のタイプは、ケアラーがほとんどのケアをしても、それを当然とみる立場である。関心は要介護者におかれ、ケアラーと要介護者に利害関係が起りうることは無視される。ケアラーは無償の資源とされ、インフォーマルなケアを公的ケアで対応しようとしたり、ケアラーの負担の軽減については社会的、政策的に関心がもたれない。これは、日本の伝統的な家族介護、とくに女性が介護の当然の担い手をされていた世界に相当する。

二番目は、ケアラーは専門職と協働してケアに従

事する人として認識され、公的ケアとインフォーマルなケアの統合が試みられる。要介護者の状態を改善することが双方に共有された目的で、そのためにはケアラーの意欲、モラルが重要とされる。ケアラーの負担も考慮されるが、それはこの目的の範囲においてである。このタイプは、介護保険下の現在の日本の状況に近い。

第三タイプは、要介護者だけでなくそのケアラー自身も援助の対象者であるという考えである。ケアラーのストレスを軽減し、その結果高いモラルで介護役割を継続的に果たせることが期待され、さまざまな形でのレスパイト・サービス（介護者一時休息用サービス）が大きな効果をだせるのもこのタイプである。これは、ケアプランにショートステイやデイケアが組み込まれることによって、実質的にケアラーの負担軽減になっている場合もあるから、介護保険下でも部分的には該当する。しかし、その主目的がケアラーを援助の対象としているわけではないから厳密な意味でこのタイプとは言えない。

最後の第四タイプは、介護状況にある要介護者とケアラーを切り離し、ケアラーを要介護者との関係で従属的に規定しない立場である。両者を個人として個別的に支援する。このタイプが理想的とされる。

この類型モデルはケアラーについての基本的理解である。同じケアをしていても位置づけは異なるのであり、どの立場をとるかによって専門職のかかわり方も変わってくる。また、このモデルは発展段階論とも言えるが、日本の現状からみると現実的に重要なのは第二タイプから第三タイプへの移行の問題である。前者では、家族介護者は制度に組み込まれる。対して後者は、介護保険の制度的枠組みの中の位置づけにはなるが介護者自身が支援の対象として明確化される。そして、第三タイプを理念的に強化するために第四タイプの考え方を活用することになる。この移行は、ケアラーの概念の導入と独自の制度化と支援策によって実現する。そのサービス内容もメニューは出揃っている状況にある。まずは

ケアラー自身のアセスメントであり、中心サービスとしてはレスパイトである。これには施設利用だけでなく、在宅レスパイト、レスパイト目的のデイサービスなど複数の形がある。次節で紹介するように、ケアラー支援を制度的にもサービス面でももっとも統合的に展開している例であるオーストラリアのように、ケアラー支援の制度化は基盤となる立法措置が必要で、国がケアラーの自発的役割をどのように認識するかという問題がある。

III. オーストラリアのケアラー支援制度

詳しい説明は他を参照していただくこととして（木下，2015，とくに第8章），オーストラリアは1997年の高齢者ケア構造改革でケアラー支援を明確な形で位置づけ、その後2010年に制定された「ケアラー貢献認識法（Carer Recognition Act）」に基づき2011年に全国ケアラー戦略が政策枠組みとして提示されさらに強化されるという展開で現在に至っている。

1997年の高齢者ケア法により施設ケア、在宅ケア、そしてケアラー支援の3本の柱の構成となり、ケアラー支援が施設、在宅と並置される画期的な位置づけとなる。ケアラー支援の中心的サービスであるレスパイト・プログラムを重点的に提供するためそのマネジメント機関を地域のサービスエリアごとに配備し全国をカバーする体制をとった。

施設ケア、在宅ケアと並びケアラー支援が同列で位置づけられた背景には、当時において障害者や高齢者が受けているケア全体の約74%を家族、友人、近隣住民などのインフォーマルなケアラーが担っているという現実があり、在宅ケアを継続的に支えるためにはケアラーの支援が重要性を増しているという認識があった（木下，2007）。

ケアラー支援を目的に、レスパイト・サービスのマネジメントを主に行うケアラー・レスパイト・センター（Carer Respite Centre）を新設し、同時に、一般住民の意識啓発や情報提供、ケアラーへの

カウンセリングなどを行うケアラー資源センター (Carer Resource Centre) が設置された。レスパイト・センターはサービスエリアごとに設置され、ケアラー資源センターは各州に一つ拠点がおかれ首都キャンベラに全国代表組織 Carers Australia がおかれた。

その後、2011年全国ケアラー戦略でさらに拡充される。ケアラー支援は連邦政府主導により高齢者ケア領域で整備、拡充されてきたのであるが、一方で障害者ケア領域でのケアラー支援は州政府のサービスの枠内で対応されてきた。こうした状況を受けケアラー支援の総合的政策化を目的とする全国ケアラー貢献認識枠組みが2009年に提示される。そこから、2010年のケアラー貢献認識法 (Carer Recognition Act) が制定され、さらに、2011年の全国ケアラー戦略に続く。この戦略は、既に進行中の障害者やその家族を対象とする政策枠組みを補完するものとされている。すなわち、ケアラーをケア対象者別ではなく対象者横断的視点にたち、ケアラーをケアラーとして独立して位置づける方向に一般化を狙っていると言える。したがって、ケアラーの概念も大きく拡張され、地域在宅において日常生活の維持に困難を抱える住民をインフォーマルな立場で支援、ケアしている人たちがケアラーという一つの概念で包括されることとなった。

したがって、ケアラーとは、高齢者、障害者の場合だけでなく、精神疾患のある人、慢性疾患患者、薬物依存症の人、病院から退院する患者、終末期患者など、抱える問題はさまざまであるが独力では日常生活の維持が困難な人々をインフォーマルな立場でケアしている人々とされる。先に指摘したヤング・ケアラーの問題もこの一つである。親が問題を抱えているために家事を行い、また幼いきょうだいのケアを担っている子どもたちの存在であり、ケア

ラーとして「発見」され支援の対象とされるようになった。ヤング・ケアラーと呼ばれるこうした子どもたちの存在は、ケアラーとその支援の必要性を強調するうえで象徴的テーマになってきている。

このように全国ケアラー戦略は、ケアラー支援を横断的な一般的政策課題の方向へと大きく転換しようとするものと解釈でき連邦政府と州政府の分担、社会福祉と保健医療の制度的区分、対象者別の省庁部局の縦割り制度の現実的状況下で、横断的にケアラー支援を目指している。

日本の状況に引き寄せて言えば、地域包括支援センターにこうした機能を付加する方向が考えられる。また、高齢者ケアでのケアラー支援の成功が障害など他領域への拡大につながるという展開も参考になる。具体的には実現性が高く波及的効果が期待されるのは、ケアラーのアセスメントを保障することである。それほどのコストはかからない。アセスメント自体の重要性ももちろんあるが、同時に、ケアラーをケアラーとして独立して位置づける公的 first step となるからである。最終的には制度的基盤となるケアラー支援の立法化となるが、そのためには国として、社会としてケアラーの貢献をいかに認識するか、日本社会の成熟度が試されることになる。

家族看護学もこうした問いに答えることが求められている。

文 献

- 木下康仁：改革進むオーストラリアの高齢者ケア，東信堂，東京，2007
- 木下康仁：第1章 高齢世帯で夫が介護者の場合，ケアラー支援の実践モデル，木下康仁（編著），M-GTAモノグラフシリーズ2，ハーベスト社，東京，2015
- 木下康仁：第8章 オーストラリアのケアラー支援の現状，ケアラー支援の実践モデル，木下康仁（編著），M-GTAモノグラフシリーズ2，ハーベスト社，東京，2015
- Twigg, J., Karl, A.: Carers perceived: Policy and practice in informal care. Taylor & Francis, 1994